

大規模災害時における駐車場の
一時使用に関する協定書



平成 24 年 4 月 26 日

(甲) 鈴 市



(乙) 株式会社 モビリティランド

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

鈴鹿市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、乙の所有する駐車場の一部を甲の避難地として一時使用する場合における必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模地震災害
- (2) 大規模津波災害
- (3) 大規模風水害
- (4) 前各号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害

（避難施設）

第3条 甲は、次に掲げる駐車場を避難地として指定し、その旨を地域防災計画、及び防災マップ等で公表するものとする。

名称 株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット（駐車場）

位置 三重県鈴鹿市稻生町 7992 番地

【別図参照】

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、前条で掲げる駐車場の一部を避難地として使用することを要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、乙の自衛防災活動、及び事業運営を阻害しない範囲で、駐車場の一部を避難地として一時使用せるものとする。

（使用期間）

第5条 甲が前条第2項に掲げる駐車場を避難地として一時使用する期間は、甲が乙に対して協力要請を行ったときから、概ね一週間とし、一週間を超える場合は甲乙協議して決定するものとする。

（使用制限）

第6条 前条に掲げる期間は、乙の敷地において集客大動員であるイベントが開催されている時を除くものとする。

（情報収集）

第7条 甲は、当該避難地を使用した場合、情報収集に努めるものとするが、場合によっては乙の協力を得るものとする。

（訓練等）

第8条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 乙がこの協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。
2 乙が当該避難地を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲もしくは避難者の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとし、乙は復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。

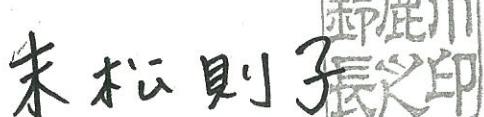
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年4月26日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

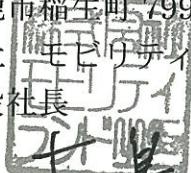
末松則子




乙 三重県鈴鹿市稻生町7992番地

株式会社 モビリティランド

取締役社長



大島裕志
